

第2章 自治会活動への支援（各種補助金制度等）

☆各種補助金制度等一覧表

項目	担当課
◆自治会活動交付金	市民部 市民活動支援課 Tel055-282-6493
◆地域集会施設建設等事業費補助金	
◆防犯灯設置事業費補助金	
◆交通安全施設設置申請 （カーブミラー、注意看板等）	
◆コミュニティ助成事業 ①一般コミュニティ助成事業	
②コミュニティセンター助成事業	
③青少年健全育成助成事業	総務部 防災危機管理課 Tel055-282-6494
④地域防災組織育成助成事業	
◆資源再利用(有価物回収)運動等報奨金	市民部 環境課 Tel055-282-6097
◆ごみ集積所設置及び改修費補助金	
◆自主防災組織防災資機材整備事業補助金	総務部 防災危機管理課 Tel055-282-6494
◆自主防災組織運営支援事業交付金	
◆消火栓設置・修繕申請等	
◆交通安全規制施設設置要望	
◆消防団詰所修繕事業等補助金	
◆公園施設整備補助金	建設部 都市計画課 Tel055-282-6394
◆地域河川清掃補助金	建設部 道路整備課 Tel055-282-6368
◆道路・水路修繕要望書	建設部 道路整備課 Tel055-282-6368 建設部 農林土木課 Tel055-282-6259

自治会活動交付金について

自治会活動交付金は、地域のコミュニティ活動の促進と次に掲げる市政への地域の協力に対して、南アルプス市自治会連合会に交付しています。

- ・市等からの各種依頼事項への協力に関すること
- ・市等が行う各種イベントへの協力及び地域住民の参加を促すこと。
- ・市等からの行政情報の周知に関すること
- ・環境美化活動に関すること
- ・その他、地域コミュニティに資すること

※市等は、本市、市の執行機関及び市関連の法人等をいう。

○交付額

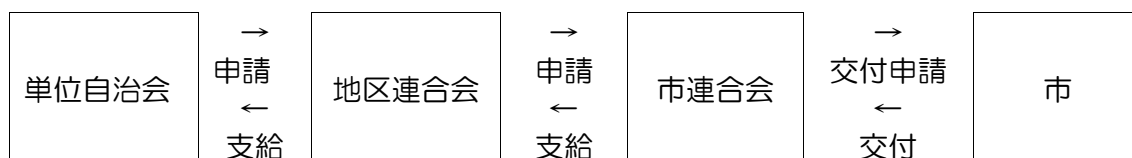
自治会活動交付金	基準
市自治会連合会活動費	予算の範囲内とする。
地区自治会連合会活動費 及び 地区自治会活動費	1,600円×世帯数
自治会メール便配布費	6,000円×組数
環境美化保全活動費	12,000円×市環境美化員実数

※交付額の算定基準日は、毎年4月1日となります。

※単位自治会への交付額は、表の太枠内により算定し、連合会から支給します。

※組の構成世帯数が4世帯未満の組については、交付金の対象外となります。

■交付金の流れ



お問い合わせ先
市民部 市民活動支援課
TEL055-282-6493

地域集会施設建設等事業費補助金

コミュニティ活動の促進を図るための拠点施設として、自治会が行う地域集会施設の建設等に要する費用に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付するものです。

★補助金申請等

この補助金制度は、翌年度の計画事業として、事業内容の可否審査及び市の予算処置後、予算が確保できた場合のみ該当になります。ただし、修繕が伴う白アリ駆除や雨漏りなどの緊急の修繕事業を除きます。

■補助金の概要 積算額・購入費の1/2を補助します。

補助対象事業	補助対象	補助限度額
①建設事業	13万円/㎡を単価上限とする 面積60㎡以上の事業費	2,500万円
②修繕事業	10万円以上の修繕・増築工事費	100万円
③耐震事業	10万円以上の耐震補強工事を伴う 耐震検査料、耐震補強工事費	100万円
④駐車場整備事業	3千円/㎡を単価上限とする 車止め、区画線等を含む舗装工事費	100万円
⑤用地購入事業	敷地の拡張を含む建設用地購入代金	1,000万円

※補助金額は1,000円未満の端数切捨て。

■補助対象外経費等

- ・ 附帯工事費(敷地内の植栽等)
- ・ 用地の造成整地の経費
- ・ 内部の備品等の経費
- ・ 設計料、事務費及びその他の経費
- ・ 畳の表替え、エアコン(壁掛け)、プロアー(浄化槽)等の備品類
- ・ 国・県又はその他補助事業による補助金
- ・ 損害保険金や公共事業に伴う補償金
- ・ 建て替えや既存の建物の解体費用

■補助金交付の流れ

①事業計画届の提出	受付は毎年度4月～7月末まで
↓	
事業内容の審査等	可否の回答は3月議会後になります。
↓	
②交付申請書の提出	前年の計画届が承認されている場合、事業開始30日前までに提出してください。（4月～）
↓	
③交付決定通知	
↓	
④工事着工	決定通知前の事前着工はできません。
↓	
⑤実績報告書の提出	工事完了後、速やかに提出してください。
↓	
⑥補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

■緊急修繕の場合

事前相談となりますので、次の書類を持って窓口までお越しください。

- ・状況がわかる写真
- ・それに伴う修繕の見積書

■事業変更等

計画届や申請時、工事後に補助金額に変更が出る場合は、変更申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。

○必要書類等

（事業計画届）

- ・事業計画書、建設費用財源計画書、工事工程表、その他(見積書、写真等)
- （建設事業の場合）建物の配置図及び建設の位置を示す略地図
建物の用途別室及び面積を記入した平面図並びに立面図

（交付申請書）

- ・交付申請書、建設費用財源計画書、工事工程表、その他(見積書、写真等)

（実績報告書）

- ・事業報告書、収支決算書、建築物及び施設等の写真(着工前後)、
その他市長が指示する書類

お問合せ先
市民部 市民活動支援課
TEL 055-282-6493

防犯灯設置事業費補助金

夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るため、自治会が行う防犯灯の設置事業の工事費に対して、補助金を交付するものです。

■補助金の概要

補助対象事業	設置方法	設置機種	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・新規設置 ・修繕事業 <p>※新規設置の場合は、設置基準に基づき、毎年4月～7月が要望の受付期間となります。</p> <p>※修繕事業の場合は、既存防犯灯の老朽化、破損等による、機器一式を取り替える場合で随時申請を受付しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱共架式 ・専用柱式 <p>※専用柱式の柱のみの事業は補助対象外です。</p>	<p>①蛍光灯タイプ 消費電力が20W以下のもの</p> <p>※蛍光灯タイプの蛍光灯の交換のみは、補助対象外です。</p> <p>②LEDタイプ 入力容量10VA以下のもの</p>	<p>①蛍光灯タイプ (電柱共架式) 工事費の1/2 上限1万円 (専用柱式) 工事費の1/2 上限2万円</p> <p>②LEDタイプ (電柱共架式) 工事費の1/2 上限1万5千円 (専用柱式) 工事費の1/2 上限2万5千円</p>

■新規設置基準

- ・夜間に不特定多数の歩行者等が通行する公衆道路を照らすことを目的であること
- ・設置しようとする防犯灯から最も近い既存防犯灯等までの距離が、おおむね50m以上離れていること

■補助金交付申請方法（新規設置）

新規の設置要望がある場合は、要望を取りまとめていただき、要望箇所ごとに補助金交付申請をしてください。また、申請にあたっては、必ず事前に地権者や近隣住民等の確認、同意（了承）を取るようお願いします。

※市へ同意書等の提出は不要となります。

■新規設置申請の流れ

①補助金交付申請	受付は毎年度4月～7月末まで
↓	※申請内容の審査等(8～9月に現地調査を行います。)
②交付可否通知	※現地調査後になります。
↓	
③工事着工 (交付決定の場合)	※交付決定通知前の事前着工はできません。 事前着工されたものは、補助金対象外となります。
↓	
④実績報告書の提出	工事完了後、速やかに提出してください。
↓	
⑤補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

■修繕事業申請の場合

交付までの流れは新規設置と同じですが、受付は随時(通年)となります。

○提出書類

(新規、修繕事業)

- ・補助金交付申請書
- ・設置位置図（住宅地図の写し）
- ・見積書

※LED防犯灯の場合は仕様書若しくはカタログの写し等
(申請入力容量10VA以下が確認できるもの)

(実績報告)

- ・実績報告書
- ・工事の実施が確認できる写真（着工前・着工後）
- ・領収書の写し

★LED防犯灯の推奨

防犯灯設置後は、自治会が維持管理していきませんが、蛍光灯タイプの防犯灯では、球切れや安定器の故障等の際にその都度修理コストが発生します。近年普及しているLEDタイプの防犯灯では、ほぼメンテナンスフリーとなっており、蛍光灯タイプに比べ維持管理に係る経費が安価に抑えられます。南アルプス市では、自治会の経費削減や環境負荷の軽減から、LEDタイプの防犯灯の設置を推奨しています。

お問合せ先
市民部 市民活動支援課
TEL 055-282-6493

交通安全施設設置申請（カーブミラー、注意看板等）

市民の交通安全を図るために必要となるカーブミラー並びに、危険喚起のための注意看板等の設置・修繕・撤去を各自治会からの申請に基づき実施します。

■申請の概要

○カーブミラー

①新規設置	公道と公道（市道と市道、市道と県道及び国道等）で、一時停止を行なっても見とおしが非常に悪く危険な箇所です。行き止まりの公道、私道、私有地などの出入り口は対象となりません。
②修繕	鏡面が割れたり、劣化している、支柱等が腐食し曲がっている。
③撤去	環境が変化し不要となった場合等

○注意看板

①新規設置	注意喚起が必要とおもわれる危険な箇所
-------	--------------------

■申請等

（申請方法）

毎年度当初に各自治会の要望を自治会長と交通安全協会代表者により協議をして頂き、申請書並びに現場写真を添付し、提出していただきます。

（申請期限）

新規設置の場合・・・毎年度7月末まで。

修繕、撤去の場合・・・随時（通年）

（設置の決定）

新規設置の場合・・・9月下旬頃までに全申請箇所の現地調査を行い必要性、緊急性等を判断し設置の可否を決定し各自治会長に通知します。

修繕、撤去の場合・・・現地確認後に作業を実施します。

お問合せ先
市民部 市民活動支援課
TEL 055-282-6493

交通安全規制施設設置要望

市の区域内の交通安全を確保するのに必要となる横断歩道、信号機、一時停止規制の規制施設設置の要望を各自治会より提出していただき、現地調査並びに交通量調査を行い、南アルプス警察署から公安委員会に上申していただくものです。

■対象施設

- ・横断歩道の設置
- ・信号機の設置
- ・一時停止規制の設置

■要望方法

各自治会の要望を自治会長と交通安全協会代表者により協議して頂き、要望書に現場写真を添付して、市役所へ提出してください。

■申請

要望申請は随時受け付けします。

■要望の留意点

- ・設置箇所の地権者並びに地域住民の総意として提出をお願いします。設置決定後、近隣からの反対の申出があった場合は取り消しとなることもあります。
- ・次に掲げる項目のケースは、上申されないことがありますので留意してください。

（横断歩道の設置）

- ・歩行者が滞留できる安全地帯が確保出来ない。
- ・道路幅員が狭く、歩行者が短時間で道路を渡りきれぬ場所。
- ・終日、車両の交通量が少なく、歩行者の通行量も少ない。
- ・要望箇所の近くに横断歩道や信号機がある。
- ・坂の途中やカーブなどの前後で、視界が十分確保できていない。

（信号機の設置）

- ・信号機の設置場所が確保できない。
- ・歩行者が滞留できる安全地帯が確保出来ない。
- ・終日、車両の交通量が少なく、歩行者の通行量も少ない。
- ・4差路など複雑な交差点では、交差点改良などが行われないと上申されない。
- ・要望箇所の近くに信号機が既に設置されている交差点。

（一時停止規制の設置）

- ・通行車両が特定の住人に限られた箇所
- ・終日、車両の通行量が少ない。
- ・見通しが確保されている交差点。

お問合せ先
総務部 防災危機管理課
TEL 055-282-6494

資源再利用（有価物回収）運動等報奨金

市内における資源再利用（有価物回収）運動を促進するため、市の計画した有価物回収運動及び集積所の管理徹底を行う地区に対して報奨金を交付するものです。

■報奨金の概要

交付基準額
地区の回収量の実績に、1キログラム当たり3円までの金額を乗じた額

※1, 000円未満の金額は切り捨てとなります。

※状況により金額は、変動します。

■交付申請の流れ

①報奨金交付申請	(前期) 毎年度8月 (後期) 毎年度2月
↓	
②交付決定通知	
↓	
③報奨金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

○提出書類

- ・資源再利用（有価物回収）運動報償金交付申請書
- ・資源再利用（有価物回収）実績表

お問合せ先
市民部 環境課
TEL 055-282-6097

自主防災組織防災資機材整備事業補助金

自主防災組織が地震や風水害等の災害対策のために行う、防災資機材整備事業に対して、市の予算の範囲内において補助金を交付するものです。

■補助金の概要

区分	防災資機材名	補助額
基礎用具資機材	ヘルメット、腕章、テント、誘導旗、ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー	対象経費の2/3の額とし、上限20万円 ※小型動力ポンプの購入は上限60万円 ※1,000円未満の端数は切り捨て ※事業全体の申請額が予算を上回る場合は、満額支給できないこともありますので、ご理解とご了承をお願いします。
初期消火資機材	消火器、バケツ、三角バケツ、小型動力ポンプ	
救出救助用資機材	発電機、投光器、コードリール、バール、ハンマー、スコップ、のこぎり、掛矢、つるはし、鳶口、ロープ、梯子、強カライト、救急医療セット、防水シート、リヤカー	
給食給水用資機材	釜、鍋、給水タンク、ポリタンク、給水袋	
備蓄用食料等	保存期間が5年以上の食糧及び飲料	
その他	資機材収納庫、簡易トイレ、市長が必要と認める資機材	

■申請の流れ

①補助金交付申請	4月～6月末まで
↓	※申請内容審査
②交付決定通知	決定後、申請内容が変わる場合は、早めにご連絡ください。
↓	
③資機材の購入	
↓	
④実績報告書の提出	事業完了後、速やかに提出してください。
↓	※報告内容の審査
⑤補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

○提出書類

（申請時）

- ・ 自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書
- ・ 購入する防災資機材の見積書
- ・ 保管場所又は設置場所の図面
- ・ 土地所有者の承諾書（資機材収納庫の購入の場合に限る。）

（実績報告）

- ・ 自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書
- ・ 購入した防災資機材の写真
- ・ 購入した防災資機材の領収書の写し
- ・ 口座振込支払依頼書
- ・ 振込口座の通帳の写し

自主防災組織運営支援事業交付金

自主防災会の運営費として活用していただくために交付金を支払います。

■交付金の概要

交付対象団体等	交付金額
自主防災組織	均等割：10,000円 世帯割：世帯数×80円

※自主防災組織とは、市内の区域に住所を有する者で構成され、当該地域で防災活動を行う自主的な組織をいいます。

■交付金の流れ

①通知	市から通知します。
↓	
②申請書の提出	5月末まで
↓	
③交付金支給	6月に順次指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

消火栓設置・修繕申請等

消火栓の新設・修繕・使用申請について随時受付をしております。申請書等へ必要事項を記入し、必要書類を添付し提出をしてください。

お問合せ先
総務部 防災危機管理課
TEL 055-282-6494

公園施設整備補助金

市と維持管理に係る協定書を締結した自治会等が公園内に利便性の向上を目的とした施設整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

補助金の概要

補助金の交付対象	補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> ・公園内施設遊具 (ブランコ、滑り台、ジャングルジム等) ・付帯設備 (ベンチ、砂場、フェンス、樹木等) 	対象費用の2分の1以内の額とし、限度額は500,000円 ※1,000円未満の端数は切り捨て

申請の流れ

①補助金交付申請	申請は、1公園につき年1回、事業開始の30日前までに提出してください。
↓	※申請内容審査
②交付決定通知	
↓	
③施設整備の着工	
↓	
④実績報告書の提出	事業完了後、速やかに提出してください。
↓	※報告内容の審査
⑤補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

○提出書類

(申請時)

- ・公園施設整備補助金交付申請書
- ・事業計画書、収支予算書、その他必要書類

(実績報告)

- ・公園施設整備補助金実績報告書
- ・領収書、収支決算書、その他必要書類

お問合せ先
 建設部 都市計画課
 TEL 055-282-6394

地域河川清掃補助金

環境整備の保全のため、地域ぐるみの河川清掃を実施する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

補助金の概要

補助金対象経費	重機借り上げ料、保険料、食糧費(茶菓子代)
対象河川	一級河川または準用河川

※多面的機能支払交付金の活動と重複する河川清掃に対しては交付できません。

申請の流れ

①補助金交付申請	申請は、実施日の14日前までに提出してください。
↓	※申請内容審査
②交付決定通知	
↓	
③実績報告書の提出	事業完了後、速やかに提出してください。
↓	※報告内容の審査
④補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

○提出書類

(申請時)

- ・地域河川清掃補助金交付申請書
- ・事業計画書、収支予算書、位置図、その他必要書類

(実績報告)

- ・地域河川清掃補助金実績報告書
- ・事業報告書、収支決算書、領収書、写真、その他必要書類

道路・水路修繕要望書

地区の道路・水路の陥没や破損等の修繕に関する要望です。要望書へ必要事項を記入し、必要書類を添付し提出をしてください。

お問合せ先
建設部 道路整備課
TEL 055-282-6368

消防団詰所修繕事業等補助金

自治会が所有する消防団活動の用に供する施設の修繕等に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

★補助金申請等

この補助金制度は、翌年度の計画事業として、事業内容の可否審査及び市の予算処置後、予算が確保できた場合のみ該当になります。ただし、緊急の修繕事業を除きます。

■補助金の概要

補助事業	補助対象	補助金額	限度額
①修繕事業	消防団詰所(車庫含む。)及び火の見櫓の修繕（増築・耐震工事含む。）	10万円以上の事業費を対象とし、事業費の2分の1を補助する。	100万円
②建設事業	火の見櫓の建設	建設事業費の2分の1を補助する。	500万円
③建設用地購入事業	防団詰所等に係る用地(敷地の拡張含む。)購入	用地購入代金の2分の1を補助する。	500万円

※補助金額は、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

■補助対象外経費等

- ・ 附帯工事費(敷地内の植栽等、駐車場整備)
- ・ 用地の造成整地の経費
- ・ 内部の備品等の経費
- ・ 設計料、事務費及びその他の経費
- ・ 国・県又はその他補助事業による補助金
- ・ 損害保険金や公共事業に伴う補償金
- ・ 建て替えや既存の建物の解体費用

■補助金交付の流れ

①事業計画届の提出	受付は毎年度4月～7月末まで
↓	
事業内容の審査等	可否の回答は3月議会後になります。
↓	
②交付申請書の提出	前年の計画届が承認されている場合、事業開始30日前までに提出してください。（4月～）
↓	
③交付決定通知	
↓	
④工事着工	決定通知前の事前着工はできません。
↓	
⑤実績報告書の提出	工事完了後、速やかに提出してください。
↓	
⑥補助金交付	指定口座へ振込み(自治会名義のもの)

■緊急修繕の場合

事前相談となりますので、次の書類を持って窓口までお越しください。

- ・状況がわかる写真
- ・それに伴う修繕の見積書

■事業変更等

計画届や申請時、工事後に補助金額に変更が出る場合は、変更申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。

○必要書類等

（事業計画届及び交付申請）

- ・交付申請書、建設費用財源計画書、工事工程表、その他(見積書、写真等)
- （建設事業の場合）建物の配置図及び建設の位置を示す略地図
建物の用途別室及び面積を記入した平面図並びに立面図

（実績報告書）

- ・事業報告書、収支決算書(領収書の写し可)、建築物及び施設等の写真(着工前後)、

お問合せ先
総務部 防災危機管理課
TEL 055-282-6494

コミュニティ助成事業について

コミュニティ助成事業は、（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、住民による自主的なコミュニティ活動等に支援を行い、コミュニティの健全な発展を図るための助成事業です。

■助成事業の種類・内容

①一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に対して助成	
事業主体	市又は市が認めるコミュニティ組織
助成金額	助成金 100 万円 ～ 250 万円（10 万円単位）
対象経費	コミュニティ活動に直接必要な設備等 [*] の整備に要する経費 設備等 [*] ：イス・テーブル・エアコン（壁掛け・床置き型）・祭り備品など ＜建築物、消耗品は対象外です。＞

②コミュニティセンター助成事業

コミュニティセンター・自治会集会所等の建設又は大規模修繕に対して助成	
事業主体	市又は市が認めるコミュニティ組織
助成金額	対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額（上限 1,500 万円）
対象経費	コミュニティ活動推進のために必要な施設の建築又は大規模修繕費用

③青少年健全育成助成事業

主に親子で参加するソフト事業（野外活動、講演会）の実施等	
事業主体	市又は市が認めるコミュニティ組織（自治会等）
助成金額	30 万円～100 万円（10 万円単位）

④地域防災組織育成助成事業

区分ア：自主防災組織育成助成事業	
事業主体	自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備
助成金額	30 万円～200 万円（10 万円単位）
対象経費	AED、無線機、ヘルメット、投光器、発電機、消火器、 小型動力ポンプ 等

【注意事項】

- 毎年、募集があるとは限りません。
- 募集がありましたら、各自治会長様宛てに郵送で連絡いたします。
募集時期は例年秋ごろです。
- 募集通知から市への申請締め切りまで、1ヶ月程度の場合があります。
- 申請は、1団体につき、①～④のうち1事業に限ります。
- 申請は、市及び県を経由して（一財）自治総合センターへ申請します。
- 申請にあたっては、事業内容により、必要な添付書類が異なります。
申請を希望する団体は、必ず事前にお問合せをお願いいたします。
- 助成事業のため、申請した団体が全て採択されるとは限りません。

お問合せ先
市民部 市民活動支援課
TEL 055-282-6493

- 「④地域防災組織育成助成事業」については、総務部防災危機管理課にお問い合わせください。

お問合せ先
総務部 防災危機管理課
TEL 055-282-6494

ごみ集積所設置及び改修費補助金

ごみ集積所の衛生的及び機能的改善を図るため、地域の自治会が管理するごみ集積所の設置又は改修に要する経費に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付するものです。

★補助金の対象要件

新たに設置する又は改修後のごみ集積所が以下のいずれにも該当すること

- ① 耐久性のある素材を使用し、周囲の景観に配慮すること
- ② 建築物（屋根を設置し周囲を囲うもの）又は囲い（屋根は無いが周囲3方以上囲うもの）であること
- ③ 集積所を設置・増築する土地の権限者から承諾が得られていること

■補助金の概要

補助対象事業	補助対象費	補助金額	限度額
① ごみ集積所設置事業	ごみ集積所の設置に要する経費（消費税含む）。ただし、用地の取得及び現に建築されている建物の解体等に要する経費は除く。	事業費の1/2	10万円
② ごみ集積所改修事業	ごみ集積所の改修に要する経費（消費税含む）。ただし、増築による用地取得費及び現に建築されている建物の解体等又は単に消耗品の購入に要する経費は除く	事業費の1/2	10万円

※補助金額は、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

■補助金交付申請方法

補助金の交付を申請する場合は、自治会長又は町内会長が申請を行ってください。

■補助金交付の流れ

①補助金交付申請	随時。予算に限りがありますので事前にご相談ください。
↓	※申請内容審査
②交付決定通知	
↓	
③事業の着工	決定後、申請内容が変わる場合は、早めにご連絡ください。
↓	
④実績報告書の提出	事業完了後、速やかに提出してください。
↓	※報告内容審査
⑤補助金交付	請求書の口座へ振込み。

○必要書類等

（交付申請書）

- ・ 交付申請書
- ・ 工事等の見積書
- ・ 設計図又はカタログ
- ・ 設置（改修）する土地の権限者の承諾書
- ・ 設置場所及び改修するごみ集積所の写真
- ・ 設置又は改修するごみ集積所の位置図

（実績報告書）

- ・ 実績報告書
- ・ 完成写真
- ・ 領収書の写し
- ・ 補助金交付請求書

お問合せ先
市民部 環境課
TEL055-282-6097